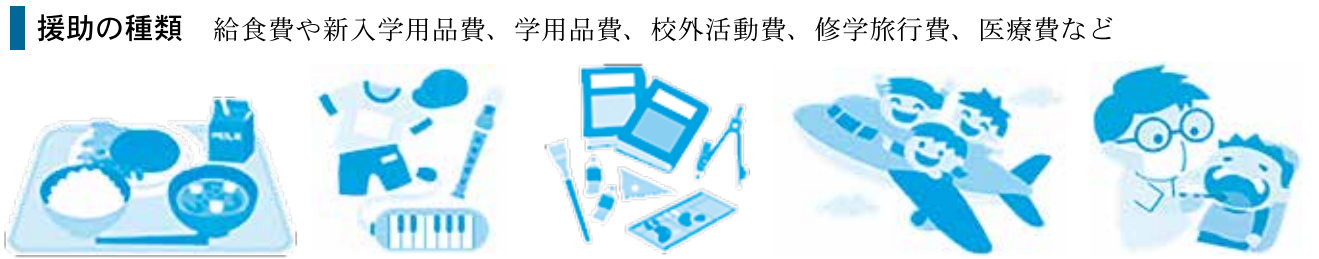


就学
援助

令和2年度
就学援助制度の案内について

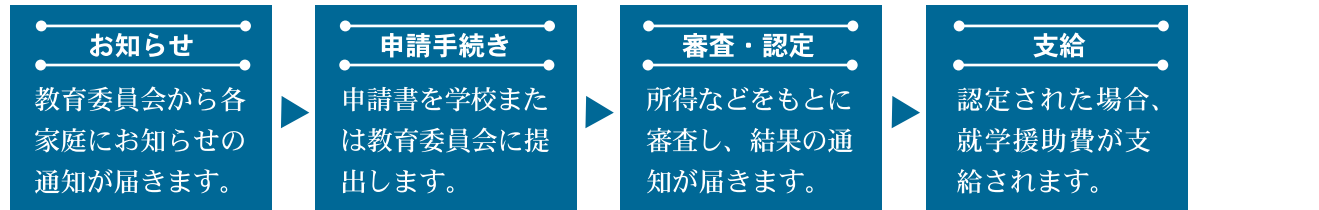
就学援助制度	小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市が援助する制度です。 子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助を活用してみませんか。
--------	---

援助対象者 糸満市に住所があつて、公立の小中学校へ通学している児童・生徒の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に通学している児童・生徒の保護者で次の①から④までのいずれかに該当する人。
①現在、生活保護を受給中の世帯 ②生活保護が停止、または廃止になった世帯 ③生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯 ④激甚災害の被災者で、生活が困窮していると認められる世帯



申請書類 以下の書類が必要です。
①就学援助申請書 ②保護者名義の預金通帳、またはキャッシュカードのコピー ③家賃証明書(賃貸住宅に住んでいる人のみ) ④所得課税証明書(令和2年1月2日以降に転入した人のみ)
※確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。

申請～支給 前年度に就学援助を受けていた人で、今年度も援助を希望する人は申請が必要です。小中学校の両方にお子さんがいる保護者は、小学校の事務室にのみ提出してください。



締切・結果 審査結果(認定・認定不可)については、在籍している小中学校から文書でお知らせします。5月申請の期間内に申請された人のみ、4月にさかのぼって援助します。

申請月	申請期限		申請結果の通知
5月申請	学校	令和2年5月7日(木)～5月29日(金)※	7月～8月
	郵送※ 市役所窓口	令和2年5月1日(金)～5月29日(金)	
追加申請 (5月以降)	毎月末日締め切り(最終締切日：12月18日(金)) ※生活保護開始となった人は令和3年3月末日まで		申請月の翌月

※申請書類を学校に提出する場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休校が延長になった時は、申請期限を変更いたします。

※郵送による申請の場合は、教育委員会学校教育課あてに郵送してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請に協力くださいますようお願いします。

問い合わせ 糸満市教育委員会学校教育課学務係 ☎840-8165

子育て
支援

悩みがあれば気軽に相談ください
子育て世代包括支援センターおよび子ども家庭総合支援拠点

子育て世代包括支援センター	妊娠から子育てまで応援します!!
---------------	------------------

地域のつながりの希薄化やインターネットの情報に振り回されたりと、子育ての不安を抱えている家庭が増えてきています。そんな皆さんが気軽に訪れることができる窓口として、糸満市子育て世代包括支援センターを開設しました。糸満市子育て世代包括支援センターでは、母子保健コーディネーターが一人一人に寄り添い、必要な支援につなげていきます。

子育て世代包括支援センターはどんなことをするの？
・親子健康手帳の交付
親子健康手帳の交付を行います。また、手帳交付の際に、妊娠・出産・子育てに関する悩みの相談にのります。
・各種相談
出産や産後の体調、育児についての悩み、こころの悩みがある場合はいつでも相談にのります。
・子育て支援プランの作成
相談内容に応じて、子育て支援プランを一緒に考えていきます。
・各関係機関との連携

妊娠から出産後の生活について、安心して地域で子育てができるよう、子育て支援機関、子ども家庭総合支援拠点などといった関係機関と連携しながら切れ目ない支援を行います。

子育て世代包括支援センターはどこにあるの？
糸満市役所健康推進課内にあります。予約不要、直接窓口や電話での相談を受けていますので、気軽に連絡してください。
問い合わせ 糸満市役所健康推進課(2階) ☎840-8126

子ども家庭総合支援拠点	悩んだときは相談ください!!
-------------	----------------

子どもとその家庭および妊婦などに対するきめ細やかな相談対応や支援を行うとともに、児童虐待の未然防止に努めていくため、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

子ども家庭総合支援拠点はどんなことをするの？
虐待の相談や通報に対し、支援・対応体制の充実を図りながら、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担っています。すべての子どもとその家庭および妊婦などを対象として、その福祉に関して必要な支援にかかる業務全般を行います。
・相談は、専門員が電話や面接などによって行います。
・相談へのアドバイスや必要なサービスの照会や調整、必要に応じた家庭訪問を実施するなど、関係機関と連携しながら相談者に寄り添った相談対応や支援を行います。

相談の対象者や相談日時、相談場所は？
相談の対象者：糸満市内に住んでいる0歳から18歳までの子どもとその家庭および妊婦などが対象になります。
相談日時：月曜から金曜まで(祝祭日を除く。)8時30分から17時15分まで
相談場所：糸満市役所子ども未来課(2階) ☎840-8191